

# 9月1日から 臨時福祉給付金の 受付を開始します

## ●問い合わせ

・申請方法について 役場 福祉課 内線126

・制度について 臨時福祉給付金専用ダイヤル

☎0570-037-192 (平日午前9時～午後6時)

## ■臨時福祉給付金

消費税率の引き上げにより、大きな負担を受ける低所得者世帯の方に対し、臨時福祉給付金を支給します。

●**基準日** 平成28年1月1日

## ●対象

基準日に本町の住民基本台帳に記載された方のうち、平成28年度分の住民税(均

等割)が非課税の方

※住民税課税者に扶養されている方および生活保護などを受給している方(※1)は対象外

※1:生活保護、中国残留孤児等に対する支援給付、国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費およびハンセン病療養所非入所者給付金(援護加算金)を受給している方

●**支給額** 1人 3,000円

■**年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)**

賃金引き上げの恩恵がおよびにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者の方に対し、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

## ●対象

臨時福祉給付金の対象に当てはまり、平成28年4月分(同年5月分の受給のない方を除く)または同年5月分の障害・遺族基礎年金を受給される方

※年金生活者等支援臨時福祉

## ●支給額

1人 30,000円

給付金(高齢者向け)を受給した方は対象外

## ■共通項目

## ●申請手続

8月下旬に対象となる可能性のある方へ、住民税非課税のお知らせ、申請書(請求書)、返信用封筒などを送付します。申請期間中に受付場所(役場西会議室1)へ持参するか返信用封筒で返送してください。

※住民税未申告の方については、申請書を送付しませんので、ご自身で対象と思われる方は税務課住民税係で申告を行ってください。

・受付場所への持ち物  
申請書、添付書類(受付場所までコピー可)、印鑑(認可)

・郵送の場合  
申請書、添付書類の写しを返信用封筒で返送

## ●添付書類

・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

※外国人は、対象者全員分の在留カードが必要

・振込先金融機関口座確認書類(通帳またはキャッシュカード)

※昨年度と同じ口座に振り込む場合は不要

## ●申請期間

9月1日(木)～12月1日(木)

## ●注意事項

①原則、申請期間外の申請は受付不可

②平成28年1月1日時点で住民票があった市区町村で申請してください。申請期間などは市区町村によって異なるため、申請先の市区町村にお問い合わせください。

③申請書は福祉課で配布または町ホームページからダウンロード可

④原則、現金による給付不可。口座がない方は相談してください(即日支払不可)。

## ●住民税均等割非課税となる所得水準の目安

給与所得者	区分	非課税限度額
	単身	93万円
夫婦	137.8万円	
夫婦と子ども1人	168.4万円	
夫婦と子ども2人	209.9万円	

  

公的年金等受給者	区分	非課税限度額	
	単身	65歳以上	148万円
		65歳未満	98万円
	夫婦	65歳以上	192.8万円
65歳未満		147万円	

## 臨時福祉給付金などを装った詐欺、不審な電話に注意

厚生労働省や役場の職員が次のことをお願いすることは絶対にありませんので、ご注意ください。

- ・臨時福祉給付金などの支給について、電話・メールで手続きをお願いすること
- ・ATM(金融機関やコンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いしたり、給付金の手続きのために手数料などの振り込みを求めたりすること